



じょうやく ～子どもの権利条約～

子どもの権利条約（正式名称:児童の権利に関する条約）は、すべての子どもの基本的人権を守ることを目的につくられた条約です。

1989年の第44回国連総会において採択され、日本では1994年から効力を持つようになりました。世界中でこの条約を締約（守ることを決めている）している国や地域は196に及びます。

条約では、すべての子どもの生命が守られると同時に、どんな理由による差別も受けず、子どもにとって最善の利益が図られるための「決まりごと」が記されています。

～子どもの権利条約が定める「4つの原則」～



差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことはなにか」を第一に考えます。



生命、生存及び 発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達にに応じて十分に考慮します。

